

別記第1号様式

会派名 社会民主党

支出調書

代表者	経理責任者	起案者

区分	事由	費目金額				小計	
① 調査研究費	横須賀市、静岡市、明石市行政調査 (旅費) 平成30年11月7日～9日	交通費		旅費	244,560	自動車燃料費	244,560
		資料作成費		調査委託費		振込料	
2 研修費		会場費		講師謝金		出席者負担金・会費	
		交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		食糧費		振込料	
3 広報費		会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		広報誌(紙)		報告書等印刷費	
		送料(折込料含む)		ウェブページ掲載代		茶菓子代	
		振込料					
4 広聴費		会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		茶菓子代		振込料	
5 要請・陳情活動費		交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		振込料			
6 会議費		会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		振込料			
7 資料作成費		印刷製本費		翻訳料		筆耕料	
		振込料					
⑧ 資料購入費		法規追録代		参考図書代		新聞雑誌等購読料	
		有料データベース等利用料		振込料			
9 人件費		賃金		社会保険料等		振込料	
10 事務所費		備品購入費		事務機器等リース代		消耗品等事務費	
		印刷代		振込料		配送手数料	
⑩ 通信運搬・自動車燃料費		電話料等(按分)		郵便料等		自動車燃料費(按分)	
		その他					
使用者	共通	⑩ 支出年月日	2018年 10月 11日	現金出納簿 支出番号	30	合計	244,560 円

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 30

会派 会長 様

申請代表者氏名 飛田 義昭



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求金額	244,560円（1人あたり 81,520円） ※別紙、旅費計算書のとおり	
目的	児童相談所（はぐくみ館）についての調査のため（横須賀市）	
	連携中枢都市圏の取り組みについての調査のため（静岡市）	
	こども総合支援条例策定と児童相談所の設置等についての調査のため（明石市）	
用務先	横須賀市役所（はぐくみ館）（神奈川県横須賀市）	
	静岡市役所（静岡県静岡市）	
	明石市役所（兵庫県明石市）	
内容	横須賀市（児童相談所（はぐくみ館）の視察・調査）	
	静岡市（連携中枢都市圏の現状と課題等について）	
	明石市（こども総合支援条例、児童相談所、あかしこども財団の制定経過と現状）	
期間	2018年11月 7日 ～ 2018年11月 9日（2泊 3日）	
行程	別紙行程表の通り	
出張（調査等）者氏名	・飛田 義昭	・
	・八重樫 小代子	・
	・飯塚 裕一	・
	・	・
	・	・
特記事項		

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

会派会長	経理責任者		受理日	2018年 10月 11日
			許可日	2018年 10月 11日
			支出日	2018年 10月 11日

上記金額を受領しました。

2018年 10月 11日

申請代表者氏名 飛田 義昭

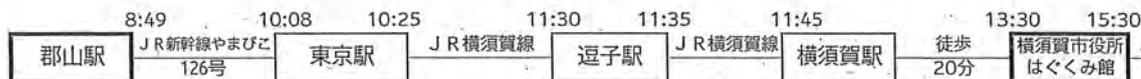


平成30年度 社会民主党 行政調査行程表

1 行程

□ 1日目：平成30年11月7日（水）

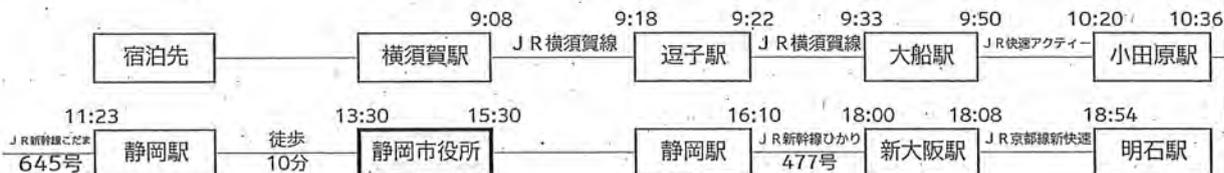
横須賀市：児童相談所について



宿泊先

□ 2日目：平成30年11月8日（木）

静岡市：連携中枢都市圏の取組みについて



宿泊先

□ 3日目：平成30年11月9日（金）

明石市：あかし子ども財団について
児童相談所設置に向けた取組みについて
明石市子ども総合支援条例について



2 調査者

3名

飛田 義昭 議員（会長）
八重樫 小代子 議員
飯塚 裕一 議員

3 調査項目

- (1) 11月7日（水） 13:30～15:30
横須賀市役所 はぐくみ館
・児童相談所について
- (2) 11月8日（木） 13:30～15:30
静岡市役所
・連携中枢都市圏の取組みについて
- (2) 11月9日（金） 9:30～12:00
明石市役所
・あかし子ども財団について
・児童相談所設置に向けた取組みについて
・明石市子ども総合支援条例について

4 連絡先

- (1) 横須賀市議会事務局
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11
TEL：046-822-9394
- (1-2) 児童相談所（はぐくみかん 3階）
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11
TEL：046-820-2323
- (2) 静岡市議会事務局
〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
TEL：054-221-1481
- (3) 明石市議会事務局
〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1
TEL：078-911-2600

5 その他

行政調査旅費計算書

会派名 : 社会民主党

参加議員 : 飛田 義昭、八重樫 小代子、飯塚 裕一

日程 : 平成30年11月7日(水) ~ 11月9日(金)

行先 : 横須賀市役所 (神奈川県横須賀市小川町11)
 静岡市役所 (静岡県静岡市葵区追手町5番1号)
 明石市役所 (兵庫県明石市中崎1丁目5-1)

1日目
11/7(水)

郡山駅	新幹線	東京駅	大船駅	横須賀駅			
運賃	11,120 ※		310				11,430
急行料金	4,000						4,000
グリーン							0
実費							0

※ 郡山駅～明石駅の運賃であり翌日も使用

2日目
11/8(木)

横須賀駅	大船駅	小田原駅	新幹線	静岡駅	新幹線	新大阪駅	明石駅
運賃	310	※					310
急行料金			2,050	4,420			6,470
グリーン							0
実費							0

※ 前日の乗車券を引き続き使用

3日目
11/9(金)

明石駅	新大阪駅	新幹線	東京駅	新幹線	郡山駅		
運賃	11,120						11,120
急行料金	5,390	4,200					9,590
グリーン							0
実費							0

交通費	42,920		42,920
日当	3,000 ×	3日 =	9,000
宿泊費	14,800 ×	2泊 =	29,600
合計		81,520円 ×	3人 = <u>244,560</u>

出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 30

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。

出張（調査等）議員名

・飛田 義昭		・	
・八重樫 小代子		・	
・飯塚 裕一		・	
・		・	
・		・	
・		・	

記

期 間	2018年11月 7日 ～ 2018年11月 9日（2泊3日）					
目 的	横須賀市（児童相談所（はぐくみ館）の視察・調査）					
	静岡市（連携中枢都市圏の現状と課題等について）					
	明石市（こども総合支援条例、児童相談所、あかしこども財団の制定経過と現状）					
用 務 先	横須賀市役所（はぐくみ館）（神奈川県横須賀市）					
	静岡市役所（静岡県静岡市）					
	明石市市役所（兵庫県明石市）					
行 程	別紙行程表のとおり					
内容及び成果	別紙報告書のとおり					
旅 費 精 算	受領額	244,560 円	精算額	244,560 円	返納額	0 円

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。					
会 派 会 長	経 理 責 任 者			受 理 日	2018年11月27日
				確 認 日	2018年11月27日
				精 算 日	2018年11月27日

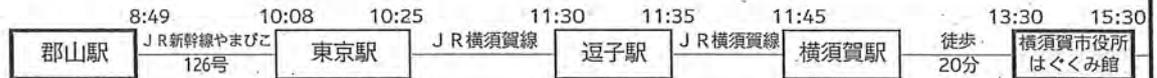
※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

平成30年度 社会民主党 行政調査行程表

1 行程

□ 1日目：平成30年11月7日（水）

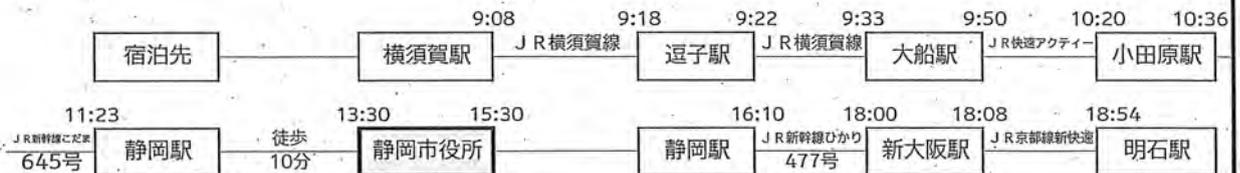
横須賀市：児童相談所について



宿泊先

□ 2日目：平成30年11月8日（木）

静岡市：連携中枢都市圏の取組みについて



宿泊先

□ 3日目：平成30年11月9日（金）

明石市：あかし子ども財団について
児童相談所設置に向けた取組みについて
明石市子ども総合支援条例について



2 調査者 3名

飛田 義昭 議員（会長）
八重樫 小代子 議員
飯塚 裕一 議員

3 調査項目

- (1) 11月7日（水） 13:30～15:30
横須賀市役所 はぐくみ館
・児童相談所について
- (2) 11月8日（木） 13:30～15:30
静岡市役所
・連携中枢都市圏の取組みについて
- (2) 11月9日（金） 9:30～12:00
明石市役所
・あかし子ども財団について
・児童相談所設置に向けた取組みについて
・明石市子ども総合支援条例について

4 連絡先

- (1) 横須賀市議会事務局
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11
TEL：046-822-9394
- (1-2) 児童相談所（はぐくみかん 3階）
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11
TEL：046-820-2323
- (2) 静岡市議会事務局
〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
TEL：054-221-1481
- (3) 明石市議会事務局
〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1
TEL：078-911-2600

5 その他

横須賀市行政調査報告

2018年11月7日(水)

— 児童相談所（はぐくみ館）について —

1 調査目的

本市では、2018年3月に県内初の「郡山市子ども条例」が制定された。

本条例は、「未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める本市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現する」ことを目的として制定されている。

さらに、本市の条例は、「こどもの最善の利益を実現する」ことを目的とし、「こどもを核としたまちづくり」を進める兵庫県明石市の「明石市こども総合支援条例」等を参考に作られている。

本市条例が参考とした明石市においては、「すべての子ども」の幸せのために、子どもを核としたまちづくりを進めるため、2018年5月1日に、明石市が1,000万円を出資した「あかしこども財団」を設立し、こどもの居場所づくりやこども食堂への支援を進めてきている。

また、2018年6月12日の神戸新聞には、2019年4月に金沢市、横須賀市に続く、3番目の中核市へ設置する児童相談所が、明石市に開設されるとの報道がされている。この児童相談所には、国の基準を上回る専門職員を配置し、虐待を受ける子どもの「SOS」への早期対応を目指すとしている。人員体制は、児童福祉司や児童心理司ら専門職を含む68人体制を予定し、児童福祉司は14人以上配置する方針で、国基準の2倍超となっている。さらに、虐待を受けた子どもが短期滞在する「一時保護所」の定員を30人とし、手厚い体制を整えるとしている。

さらに、上記に加え明石市では、児童相談所の開設準備と並行し、里親育成や全28小学校区への子ども食堂の設置支援を行い、子どもの異変に早く気付ける体制づくりも進めている。

泉房穂市長は会見で、東京都目黒区の5歳女児死亡事件などに触れ「救える命が必ずある。市民に近い基礎自治体が、地域ぐるみで子どもと向き合い、責任を果たしたい」と語っている。

そこで、私たち社会民主党市議団は、まず最初に平成18年4月1日に金沢市とともに全国の中核市として児童相談所を設置した、横須賀市の児童相談所「はぐくみかん」の設置の経過と現状等を調査し、その後、明石市の「子ども総合支援条例」制定、児童相談所の設置、「あかしこども財団」の制定過程と現状について行政調査を行うこととした。

2 横須賀市児童相談所「はぐくみ館」開設の経緯等について

(1) 開設の経緯 1

横須賀市児童相談所開設の経緯

▼中核市への移行と権限付与の要望

平成13年：中核市へ移行

平成15年：総務大臣と中核市市長の懇談会で
児童相談所の設置権限拡大を要望



※市民に直結する行政は、市町村に権限を付与すべき
との考えの下、国に働きかけをおこなった

※吉田市長：「横須賀市の子どもは、横須賀市が守る！」
市長の強いリーダーシップのもと進められた。

(2) 開設の経緯 2

横須賀市児童相談所開設の経緯

▼虐待を受けている子どもの支援体制

平成12年：子ども虐待防止事業の取り組み開始

平成14年：子ども虐待予防相談センター (YCAP) 設置
(虐待予防・早期発見、虐待の重篤化再発の予防を目指す)

平成16年：改正児童福祉法成立 ⇨ 中核市設置可能に

市長が県知事に児相開設協議依頼

・準備担当職員7名配置

⇨ (4名を県児相へ派遣研修開始)

(3) 開設の経緯 3

7人スタッフ (はぐくみ館)

横須賀市児童相談所開設の経緯

平成17年：こども育成部設置及び

児童相談所開設準備室設置 (24名体制)

平成18年：横須賀市児童相談所開設 YCAP廃止

県から人事交流により3名派遣 (体系以上)

平成20年：はぐくみかん開設

⇒ 児相移転 (一時保護所併設)

県の人事交流が終了 (県民センター併設)

⇒ 現在の体制による運営開始

当初

別の施設

(一時保護所)

県民センター併設

計画あり

計画あり 社会福祉

児童相談所

(2-1-1-1)

3 児童相談所設置のメリット

児童相談所開設のメリット ①

- ▼ 一貫した支援体制
虐待等の相談から公的保護、その後のフォローまでの過程を全て本市として自己完結できる
- ▼ 他部課等との連携強化
母子保健部門や障害福祉部門 (福祉事務所) との情報連携、行動連携が可能
- ▼ 効果的な支援の実現
子どもに関する専門機関として、関係機関等との連携やネットワーク対応による在宅支援が可能

児童相談所開設のメリット ②

▼ その他具体事例

1 新規ケースの初動調査における情報収集の迅速化

住民基本台帳の確認、民生委員・主任児童委員、
学校、保育園・幼稚園・保健部門からの情報収集

2 来所相談サイクルの短縮

2週間に1回程度

※手厚い対応…市：2週間に1度（県：3週間に1度）

4 児童相談所設置の管轄区域

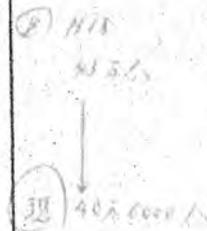
横須賀市児童相談所の管轄区域

▼ 所管区域 ⇨ 横須賀市の行政区域全域

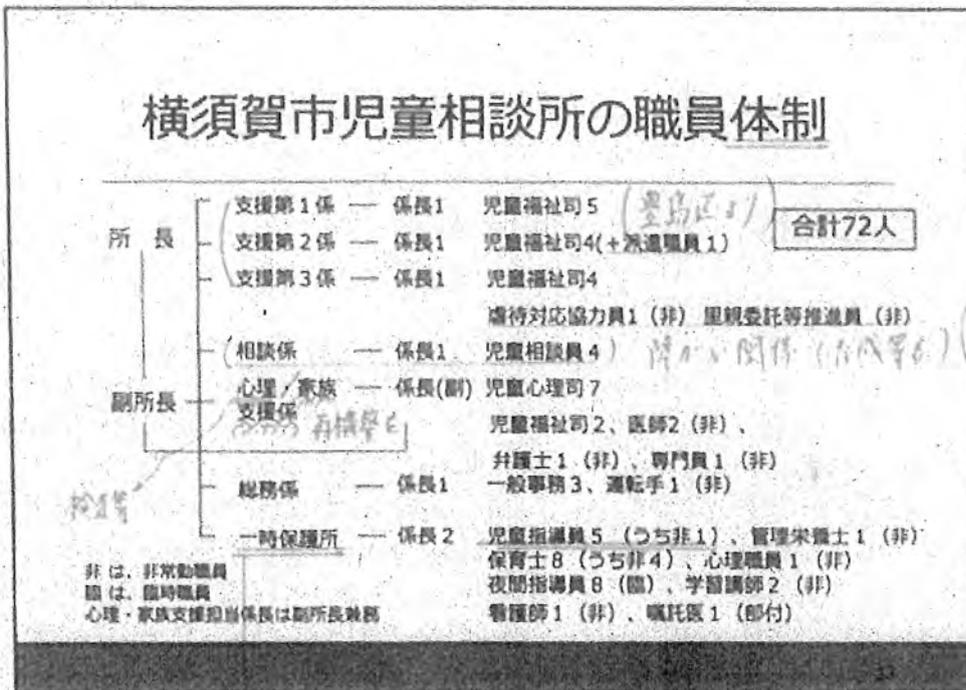
従前、神奈川県の子童相談所が実施してきた児童福祉
行政の質的水準を後退させることなく、市民が受ける
サービスの質と量を維持確保することを基本とする

▼ 設置数 ⇨ 1カ所

厚労省児童相談所運営指針では、人口50万人に最低
1カ所程度必要で、地域の実情に合わせて設置する
ことが適当とされる



5 横須賀市児童相談所の職員体制



1450 (県内、県外への移送あり)

児童福祉司・児童心理司・児童相談員 児童指導員等の役割

児童福祉司 (7-22-6-1)	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域内の子ども・保護者等から、子どもの福祉に関する相談の対応 必要な調査・社会診断の実施 子ども・保護者・関係者等への必要な支援・指導 子ども・保護者等の関係調整(家族療法)等の実施
虐待対応協力員 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司に協力して児童虐待への対応
里親委託等推進員 (非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託推進のため、子どもに最も適合する養育里親や養子希望者の選定のための調整 委託された子どもの適切な養育を確保するための養育里親や関係機関との連絡調整、交流の促進等を実施

1人
507-7

省令
17の基準
横須賀市
H31
17名

児童福祉司・児童心理司・児童相談員 児童指導員等の役割

児童心理司 7名	<ul style="list-style-type: none"> ・診断面接、心理検査、観察等により子ども、保護者等への心理診断の実施 ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の実施
児童相談員 4人	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者等からの子どもの福祉に関する相談対応 ・児童福祉司と協力し、調査、社会診断の実施 ・子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導（助言、他機関のあっせん等）の実施
児童指導員 5人	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応 ・児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者等への指導

6 施設について

(5110) 2018年4月
 (5110) 2020年4月
 (協力的)

はぐくみかん移転と機能強化

▼平成18年4月 開設当初

場所は小川町1番地
 一時保護所なし。神奈川県の一時的保護所を
 地方自治法に基づき使用（事務の委託）

▼平成20年4月 はぐくみかん移転

場所は小川町16番地
 施設内容の充実・強化、一時保護所併設
 職員増員

横須賀市児童相談所の施設概要

▼ 施設規模

構造：鉄筋コンクリート造地下1階、
地上5階、塔屋1階（はぐくみかん）

面積：4,226.90㎡

延面積：8,684.37㎡

うち、
3階 児童相談所 1,193.4㎡ } 共用部分を含め
2階 一時保護所 1,185.0㎡ } 計 3,150.1㎡

児童相談所の施設概要 (3階)

主な施設	内 容
心理室 (5か所)	子どもの心理面接（カウンセリング）、心理検査、療育手帳の判定のための心理検査を行う
箱庭療法室	心理療法の1つである箱庭療法（表現された箱庭の情景から心の内面を分析する技法）を行う
家族療法室	親や兄弟を含めた家族を対象に面接を行う。会話を中心とした職員と家族の面接のほか、設置された調理道具等を用いて家族生活場面を再現、家族の様子を観察する
遊戯療法室 (2つ)	室内の玩具・遊具を用い子どもの遊戯療法を行う
観察室	マジックミラー越しに遊戯療法室と家族療法室の様子を観察するとともに、映像・音声を記録する

20月以内 (法的) 20月以内 (法的) 20月以内 (法的)

一時保護所の施設概要 (2階)

主な施設	内 容
児 童 居 室	男女各7室 (うち個室5)、幼児2室 定員25名
緊急入所対応室	居室と同様の仕様で、深夜に一時保護した場合や、知的に遅れのある子、同年代の子との関係作りができない児童の居室として利用
プレイルーム	就学前児童の幼児用と、それ以上の年齢児童用 (ラウンジ) と年齢別に2つ用意
静 養 室	一時保護中の児童が感染症等の病気に罹った場合、他の児童にうつらないよう治るまで一時的に寝泊りする
親 子 訓 練 室	和室、ダイニングキッチン、風呂、トイレがあり、在宅復帰に向けて親と宿泊し、良好な関係作り等の生活訓練をするほか、少年法改正に伴う重大触法少年の収容場所として使用する

7 設置軽費と運営経費について

工池 中池

新幹線のあた (跡地利用)

はぐくみかん整備費

はぐくみかん建設事業費 平成18、19年度 2か年事業

建設事業費		(単位:円)		
項目	内 容	H18年度	H19年度	合計
委託料	実施設計業務委託	54,600,000		54,600,000
	工事管理業務委託	3,150,000	28,350,000	31,500,000
	小 計	57,750,000	28,350,000	86,100,000
工事請負費	新築工事	214,300,000	1,434,200,000	1,648,500,000
	新築機械設備工事	4,720,000	487,391,409	492,111,409
	新築電気設備工事	2,800,000	277,550,000	280,350,000
	建設地盤中埋設物撤去工事	2,675,000		2,675,000
	外渠整備工事		37,800,000	37,800,000
	外渠整備電気設備工事		3,465,000	3,465,000
	管内情報通信設備工事		28,491,500	28,491,500
小 計	224,445,000	2,268,897,909	2,493,342,909	
車両費	旅費、印刷製本費	212,833	64,803	277,636
合 計		282,407,833	2,295,312,712	2,577,720,545

特定財源		(単位:円)		
国庫支出額	一時保潔所分のみ	H18年度	H19年度	合計
国庫支出額	一時保潔所分のみ	3,737,000	33,637,000	37,374,000
市債		216,300,000	1,781,400,000	1,997,700,000

1億5千万
[F10] 備前線

交付税

児童相談所運営費

横濱市児童相談所 平成29年度決算 (単位:千円)

歳 出		歳 入	
社会福祉費			
社会福祉施設運営費等	8,532		
児童館費			
児童扶助費	1,019,307	国・県補助金等	457,587
児童相談所費	468,980		
給与費	355,069		
児童相談所運営事業費等	111,837	国・県補助金等	62,686
合 計	1,962,705		560,273
一財財源	692,547		
交付税負担	1,270,158		
実質負担	577,611		

2億3億円 (合計)

H29

交付税 810100/9

児童館費

交付税が約8億1000万円

※平成29年度より交付税増…実質負担が軽減された。(2~3億が約8100万円へ)

8 相談件数等現状について

平成29年度相談受付件数

(件)

種 別	新規受理	再開受理	計	前年度比較
養 護	431(415)	215(196)	646(611)	△29(△24)
保 健	0	0	0	△1
障 害	127	356	483	△44
非 行	7	5	12	△20
育 成	33	21	54	△2
その他	2	1	3	1
合 計	600(415)	598(196)	1,198(611)	△95(△24)

* ()は虐待に分類された件数

約1000件/年
 <虐待 600件> 高止り

虐待に分類された件数と内訳

(件)

内 容	平成29年度	平成28年度	増△減
身体的虐待	119 (19.5%)	113 (17.8%)	6
ネグレクト	165 (27.0%)	203 (32.0%)	△38
心理的虐待	323 (52.8%)	319 (50.2%)	4
性的虐待	4 (0.7%)	0 (0.0%)	4
合 計	611 (100%)	635 (100%)	△24

横須賀市児童相談所の今後の役割

▼ 虐待の予防・早期発見のために

- ① 適切な調査と迅速な実態の把握
- ② 専門的な知識・技術のさらなる向上

▼ 子どもの福祉のために

- ① 医学的・心理学的な判定に基づく適切な支援
- ② 児童相談所一丸となった取り組みの強化
- ③ 関係機関との連携強化

キーワードは、子どもの健やかな成長と自立

横須賀市児童相談所の今後の課題

平成18年4月の開設以来、12年を経過したが、統計的には神奈川県の子童相談所当時と同水準の相談実績を上げており、県児童相談所からの業務移管はスムーズに行われた。

▼ 今後の課題

- ① 児童相談所職員のスキルアップ
- ② 一時保護所担当職員のスキルアップ
- ③ 児童福祉司等の資格職員の確保と配置
- ④ 措置児童の受け皿としての基盤整備

◎ 県と市…相談しやすくなった。(敷居が低く)

◎ 範囲が狭く目が届きやすくなった。(市民と近い)

▲ 専門職：異動の難しさ

▲ 児童福祉施設：市独自の施設がない

10 考察

横須賀市では、平成13年度に中核市への移行後、「市民に直結する行政は、市町村に付与すべきとの考え」のもと、平成15年に総務大臣と中核市市長の懇談会で児童相談所の設置権限の拡大を要望してきた。

平成16年度に児童福祉法が改正され中核市でも児童相談所が設置可能となり、市長が県知事に児童相談所開設依頼を行うとともに、準備担当職員7名を配置、内4名を県の児童相談所に派遣し研修等を進めていった。

平成17年度には、こども育成部及び児童相談所開設準備室(24名体制)を設置し、平成18年4月に横須賀市児童相談所の設置に至る。

当初は、別の施設で開始し、一時保護所は県の施設を利用していたとのこと。また、副所長、社会福祉士、児童心理士等係長以上の3名の職員を、県の人事交流により派遣していただき進めて行ったとのこと。

平成20年「はぐくみかん(一時保護所併設)」を開設し、現在に至っている。

振り返って郡山市は、本年3月に子ども条例が策定され、4月より施行されている。

子ども条例の目的には、未来を担う子どもたちがいきいきと輝くまちづくりを、児童の権利に関する条約の精神にのっとり進めて行くことが書かれており、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現していくことが示されている。

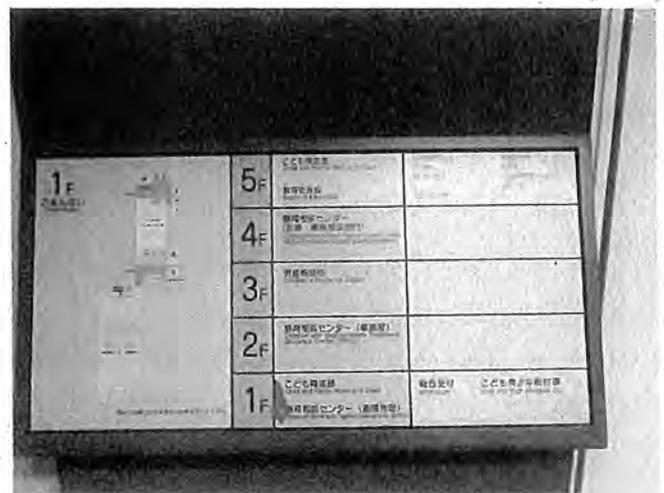
現在、郡山市が所属する県中児童相談所館内では、相談件数が増加しているだけでなく、県内の4児童相談所の中で最大の相談件数等を記録している。

このような現状を見据え、中核市である郡山市においても横須賀市に倣い、児童相談所の設置に向け、開設準備室を設けるなどして検討を進めて行く必要がある。

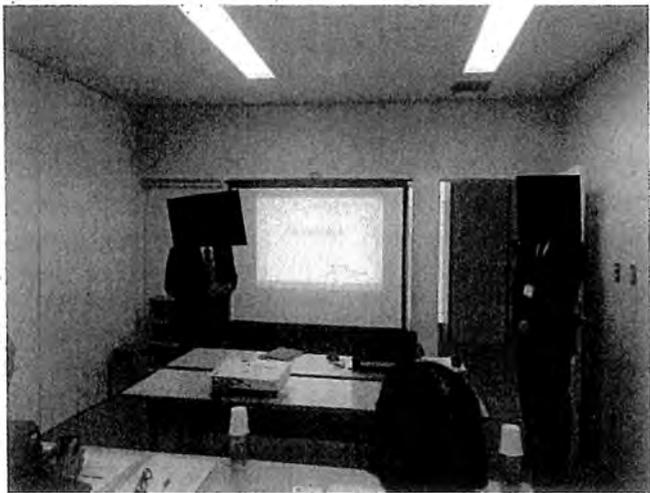
11 調査の様子



「はぐくみかん」玄関



1階案内板



横須賀市こども育成部児童相談所
所長 高場 利勝氏



横須賀市こども育成部児童相談所
総務係長 蛭田 岳志氏



調査の様子1 (飛田・飯塚)



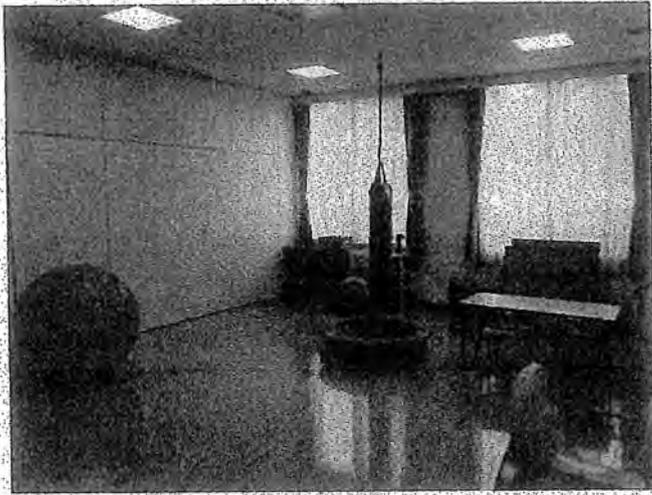
調査の様子2 (飛田・八重樫)



調査の様子3 (箱庭療法室)
(飛田会長、八重樫幹事長)



調査の様子4 (箱庭療法室備品)



プレイルーム



屋内運動場

12名刺



横須賀市
マスコット
キャラクター
「スカリン」

横須賀市こども育成部
児童相談所

所長
高場 利勝
Toshikatsu Takaba

〒238-8525 横須賀市小川町16番地
TEL 046-820-2323 FAX 046-826-4301
E-mail: [REDACTED]



横須賀市
マスコット
キャラクター
「スカリン」

横須賀市こども育成部
児童相談所 総務係

係長
蛭田 岳志
Hiruta Takeshi

〒238-8525 横須賀市小川町16番地
TEL 046-820-2323 FAX 046-826-4301
E-mail: [REDACTED]

静岡市行政調査報告

2018年11月8日(木)

— 連携中枢都市圏の現状と課題について —

1 調査目的

郡山市は9月定例議会初日に「連携中枢都市圏」(15市町村参加)宣言を発表し、10月号「広報こおりやま」で全市民に明らかにした。今まで検討経過を議会にも市民にも明らかにしないままの突然の発表であり、12月定例市議会で議決するという動きとなっている。そこで、連携中枢都市圏のあり方や課題を明らかにし、社民党会派として一定の態度を持って対応する必要があることから、平成29年度より「しずおか中部連携中枢都市圏」を形成している静岡市に行政調査を実施することとした。

2 「連携中枢都市圏」が出てきた経過

- ① 平成26年総理大臣(菅政権)の諮問機関である「第30次地方制度調査会」において検討を重ね、その最終答申に基づき、具体的な政策として、総務省が「連携中枢都市圏」づくりを提起。
- ② 上記調査会の答申を受けた総務省は、「人口減少：少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成」をうたい、政令指定都市や地方中核市等を中心に、人口減少と少子高齢化にあっても行政サービスの提供を可能とする仕組みの形成を進めるとしている。
- ③ この連携中枢都市圏における組織及び具体的な課題については、総務省が要綱を定め、地方自治法252条の2の1項に基づき「連携協約は議会の議決」が必要であるとし、議会が加入・脱退に大きな拘束力を持つものとして位置づけられている。

また、政府はこの推進にあたって普通交付税・特別交付税で措置するとしているが、微々たる額に留まっている。

- ④ 平成30年9月4日現在、連携中枢都市圏を宣言した都市は32市で、連携中枢都市圏ビジョンの策定は28圏域、圏域を構成する市町村数は253となっている。東北地方では、盛岡市、八戸市が連携中枢都市圏を形成し、山形市と郡山市が準備を進めている。
- ⑤ 総務省は、「自治体戦略2040構想研究会」を立ち上げ、人口減少に伴う自治体の今後の在り方について詳細にわたって研究を進め、第二次報告書が出されるまで進んでいる。

(県と市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築)・(公・共・私の協力関係の構築)

3 連携中枢都市圏が出てくる背景

総務省は、人口減少・少子高齢化のなかで、現在各市町村が各自治体ごとに提供しているサービスが、少子高齢化の影響で、サービスの質の維持が困難となるとし、広域圏の市町村が協力して、地域内の行政サービスを提供し、皆で支え合うことで、サービスを維持することが必要であるとしている。

※ 行政サービスの質の低下を、広域で相互にカバーしあう。

4 「こおりやま連携中枢都市圏」の課題

- ① 地方交付税の改悪にみられるように、一層の削減が進められる中で、中枢都市の一層の持ち出しが生じる。
- ② 広域市町村圏（一部事務組合）を超えて、15市町村なののはっきりしない。
- ③ 人口減少・少子高齢化の中で、これだけの大きな行政システムの変更や市民サービスの低下が、市民に提起され、議論されていない。
- ④ 連携中枢都市圏で行う行政サービスの全ての分野が対象となっている。

5 しずおか中部連携中枢都市圏について

(1) 策定の趣旨

急速な人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、静岡県中部地域に位置する連携中枢都市・静岡市と島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町が地域資源を最大限に活かし、経済成長や都市機能の集積と強化、生活関連機能サービスの向上に資する取組を、連携、協力することで、それぞれの持つ力の総和以上の総合力を発揮し、5市2町が共通して抱える人口減少などの大きな課題に立ち向かっていく。

連携中枢都市・静岡市が各市町の独自性を活かす中で、将来にわたってこの圏域の一体的発展を目指し、具体的な取組を示したビジョンを策定し進める。

(2) 計画期間 5年間…2017年～2021年

※毎年度、計画の進行管理を行い、時勢に合った新たな連携施策を盛り込むなど、計画の見直しを行って行く。

(注) 人口減少対策問題として、市町村の連携(場)

連携中枢都市圏形成までの経緯

H26年 8月22日	○ 中部5市市長会議 少子高齢化、人口減少社会の進展を踏まえ、地方中枢拠点都市制度を念頭に広域連携を推進する。2町も参画し、5市2町で連携を目指す。
H27年 8月31日	○ 平成27年度中部5市2町首長会議(牧之原市) 「新たな広域連携促進事業」の今後の進め方について協議 ・取組方針 近隣市町が協力することが効率的・効果的な事業について5市2町で連携して取り組む等 ・実施内容 広域観光の推進等の6つの施策 ・実施体制 部会を設け具体的な検討・協議を行う等
H28年 3月1日	○ 静岡市が中部5市2町の連携中枢都市として宣言
H28年 3月31日	○ 静岡市と焼津市が連携協約締結 (バリエーション) (行先不明)
H28年 4月28日	○ しずおか中部連携中枢都市圏(静岡市・焼津市)ビジョン策定・公表 (行先不明)
H28年 8月2日	○ 平成28年度第1回中部5市2町首長会議(焼津市) 中部5市2町が連携して地方創生に取り組むために、連携中枢都市圏の形成を念頭に市長・町長同士の議論を加速化させることについて合意。
H28年12月27日	○ 平成28年度第2回中部5市2町首長会議(静岡市) 既に連携協約を締結している焼津市を除いた島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町のそれぞれの市町と静岡市が、議会の次期定例会(2・3月議会)で連携協約に関する議案を上程し、年度内の協約締結を目指すこと、また、連携協約締結後、中部5市2町で「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」を策定することについて合意。
H29年 2月14日	○ 平成28年度第1回しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン懇談会
H29年 3月8日	○ 平成28年度第2回しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン懇談会
H29年 3月30日	○ 「しずおか中部連携中枢都市圏」首長宣言書・連携協約書合同調印式 ○ 静岡市と島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町が連携協約締結 ○ 「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」策定・公表

しずおか中部連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 平成26年の中部5市市長会議で、地方中枢拠点都市制度を念頭に2町も参画し、5市2町で広域連携を推進することを合意。
- 平成27年度の総務省「新たな広域連携モデル構築事業」を5市2町で実施し、首都圏・海外等に圏域の魅力を売り出す事業については、連携メリットが期待できることから積極的に実施することを確認。
- 平成28年3月に焼津市と平成29年3月に他の3市2町と連携協約を締結(5市2町での形成)。



今後の展開

- 年1回の首長会議、随時開催する連携中枢担当課長会議及び担当者会議、関係団体及び有識者によるビジョン懇談会などを通じて、連携市町や圏域住民が求めるニーズを把握し、連携中枢都市圏ビジョンへの反映を協議。
- 圏域内の「交流」及び圏域外からの「来訪」を活発化させ、圏域内外の交流人口を増加させる事業を実施することで、圏域全体の活力向上に繋げ、目指す将来像の実現に取り組む。

圏域全体の経済成長のけん引

アンテナショップ開設事業

圏域のPRや地場産品等の販路拡大を図るため、首都圏に店舗型のアンテナショップを開設。
アンテナショップ開設に際しては、マーケティング調査を実施のうえ、ターゲットや出店地区、店舗コンセプトを決定。

水産物を活用した産業活性化事業

駿河湾中西部に観光誘客を図るため、圏域内の沿岸部3市1町に御前崎市を加えた枠組みで、統一ブランド(「駿河ブルーライン」)、商品やメニューの開発、観光コースの圏域外へのプロモーションを実施。

首都圏飲食店にて開発メニューを期間限定で提供。【ブランド】

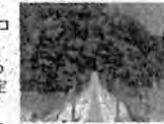


静岡地域連携DMO推進事業

圏域の広域観光を推進するため、DMO組織を設立し、圏域における観光事業戦略の企画立案、商品開発、プロモーション等を実施。

圏域の地域資源の調査及び首都圏の居住者に対するマーケット調査を踏まえ、圏域の観光ブランド戦略を策定し、戦略に基づき事業を展開。

既存の地域資源の磨き上げや公式Instagramによる情報発信を実施。



【又根亭のフナ舟、(川根本町)】

高次の都市機能の集積・強化

東名新インターチェンジ整備事業

日本平や三保松原などの観光地や周辺の産業集積地区へのアクセスを向上させることにより、観光連携や雇用創出による圏域全体の発展・活性化を図るため、新インターチェンジ等の整備を実施。

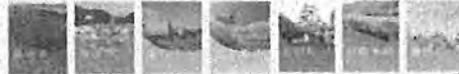
圏域全体の生活関連機能サービスの向上

大学連携事業

圏域が抱える地域課題について、圏域にある大学が、地域と一体となって解決方策の提言や課題解決のための実践的な事業を実施。
また、大学の地域課題解決に取り組む活動拠点を確保し、大学と連携して、圏域の住民等を対象とした講座やセミナー等を開催。

移住促進事業

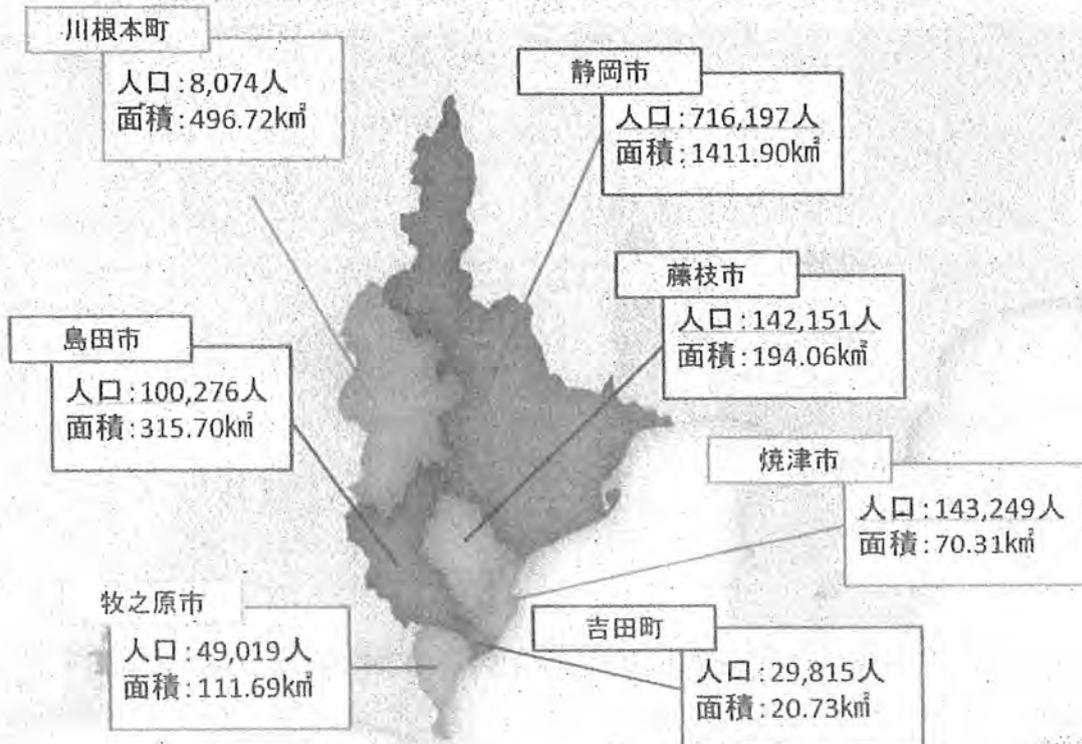
圏域全体への移住促進を図るため、首都圏で開催される大規模な移住フェアに5市2町で合同出展。



【5市2町移住フェア出展】

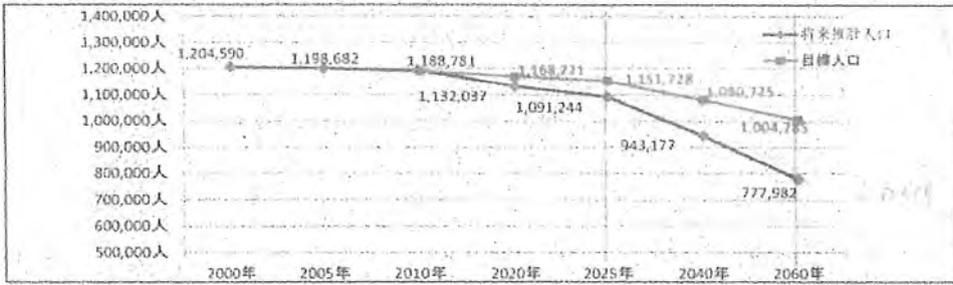
しずおか中部連携中枢都市圏の概要 ~構成団体(5市2町)~

圏域人口(2010年) 118万人



しずおか中部連携中枢都市圏の概要 ~人口動態~

① 静岡県中部地域(5市2町)の現在の人口と将来推計人口



② 市町別人口動態

市町別名	H22.10.1 人口総数 H22国勢調査 (推計)	H27.10.1 人口総数 H27国勢調査 (推計)	増減 数	H22国勢調査からH27国勢調査までの人口動態推計								H27.10.1 人口総数 H27国勢 調査	市町別名
				出生者数	死亡者数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	合計増減			
静岡市	3,765,007	3,690,862	△ 74,145	153,650	112,030	△ 41,380	740,800	765,038	△ 24,238	3,700,506	静岡市		
掛川市	716,197	703,114	△ 13,083	27,605	37,349	△ 9,744	134,434	117,493	△ 16,941	704,889	掛川市		
浜松市	100,276	97,047	△ 3,229	3,883	5,507	△ 1,624	13,170	14,070	△ 900	99,112	浜松市		
焼津市	143,240	136,614	△ 6,626	5,799	7,120	△ 1,321	21,823	24,631	△ 2,808	139,462	焼津市		
藤枝市	142,151	144,440	△ 2,289	6,707	7,020	△ 313	20,214	23,612	△ 3,398	143,606	藤枝市		
浜之郷市	40,010	45,334	△ 5,324	1,815	2,031	△ 216	7,541	10,108	△ 2,567	45,547	浜之郷市		
高根町	29,815	28,114	△ 1,701	1,405	1,307	98	6,249	7,049	△ 799	29,093	高根町		
川根本町	16,074	17,039	△ 965	167	705	△ 538	841	1,284	△ 443	17,102	川根本町		
5市2町 計	1,188,781	1,164,356	△ 24,425	40,439	61,905	△ 21,466	203,722	218,031	△ 14,309	1,108,000	5市2町 計		

(静岡統計情報) ※H22国勢ベース推計人口。H22国勢調査時の人口をベースとし、その後の住基人口の増減を反映させた人口

しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン 概要版

『海・山・街道を活かした多極連携・交流都市圏』
～日本の成長と未来を担うための新たな成長戦略を掲げて～

連携推進を軸とする4つのロードマップ

- 海側が核で 親臨に (人口増大) と 活性化
- 山側が核で 親力で (賑わい) と 活性化
- 街道が核で 親臨で (安心・安全) と 活性化
- 圏域が核で 親臨で (安心・安全) と 活性化

静岡圏 平成27年度～平成33年度(7年間)

多極連携推進
海・山を繋ぐ

圏域の将来目標人口
 中間目標：115万人(2025年)
 最終目標：100万人(2060年)
(2018年の圏域人口 118万人)

社会の発展	分野別の『多極連携推進』		圏域の3つの柱	人口増進戦略	都市発展
	経済	文化			
経済	海・山・街道を活かした多極連携推進	中部都市圏	圏域全体の 経済成長のけん引	圏域全体の 豊穡・進化	圏域全体の 生活環境 サービスの向上
文化	海・山・街道を活かした多極連携推進	文化都市圏	圏域全体の 豊穡・進化	圏域全体の 生活環境 サービスの向上	圏域全体の 生活環境 サービスの向上
防災	海・山・街道を活かした多極連携推進	防災都市圏	圏域全体の 生活環境 サービスの向上	圏域全体の 生活環境 サービスの向上	圏域全体の 生活環境 サービスの向上
暮らし	海・山・街道を活かした多極連携推進	圏域全体都市圏	圏域全体の 生活環境 サービスの向上	圏域全体の 生活環境 サービスの向上	圏域全体の 生活環境 サービスの向上

平成30年度事業について

考え方

- ・ 現行ビジョン掲載事業から、29年度のみ事業等は実施計画から削除。
- ・ 30年度新規事業や既存事業で、連携が見込める事業は追加。

I 圏域全体の経済成長のけん引	II 高次の都市機能の集積・強化	32 JR駅前等賑わい創出事業
1 計画の推進・進捗管理	18 感染症患者への対応（第一種感染症指定医療機関）	33 女性の活躍促進事業等
2 起業・創業支援情報発信サイトの運用事業	19 鉄道駅交通結節点改善事業	34 多文化共生啓発事業
3 起業・創業支援事業	20 東名新インターチェンジ整備事業	35 中部5市2町広域連携PR事業
4 海洋産業クラスター創造事業	21 高等教育のあり方検討推進事業	36 災害対策のための相互協力事業
5 アンテナショップ開設事業	22 海洋産業クラスター創造事業（再掲）	37 火災調査の広域支援事業
6 海外展開・対日投資促進事業		38 水環境の保全事業
7 水産物を活用した産業活性化事業	III 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	39 地球温暖化対策の推進（環境教育の推進）
8 お茶を活用したシティプロモーション推進事業	23 若年性認知症フォーラム開催事業	40 都市間交通の利便性向上事業
9 静岡地域連携DMO推進事業	24 出会い結婚サポート事業	41 公衆無線LAN整備事業
10 体験観光推進事業	25 生活困窮世帯等子どもの学習・生活支援事業	42 移住促進事業
11 外客誘致推進事業	26 障がいに対する啓発・広報活動の推進事業	43 静岡市移住支援センター運営事業
12 観光イベント支援事業	27 子育て支援事業	44 UIターンシステム強化事業
13 大井川流域ニューツーリズム推進事業	28 サイエンスキッズ育成事業	45 テレワーク推進事業
14 山の散策・ハイキングコース整備事業	29 大学連携事業	46 中部5市2町イベントニュース発行事業
15 街道文化発信事業	30 図書館サービス利用の拡大事業	47 生涯学習推進事業（「静岡シナシカレッジ」ここに「推進事業」）
16 静岡中部地域サイクルツーリズム推進事業	31 3語文筆めぐり事業	48 人材マッチング推進事業
17 求職支援人口拡大事業		49 圏域内市町職員的人事交流
		50 合同人材育成研修会の開催

※30年度ビジョンに掲載されない事業（番号は現行ビジョン番号）

9 圏域産業活性化交流事業	13 宮崎誘致事業	29 中部地域スポーツ産業振興事業	30 地域の歴史振興事業
35 オートバイの聯合同乗事業	44 就労支援事業	48 市民活動啓発事業	

赤字は新規・拡充事業

（事業の詳細・予算・費用分担等）

4.5 テレワーク推進事業 (e-ラーニング)

事業概要
圏域住民にテレワーク（在宅ワーク）の普及を図るため、テレワークの基礎知識などの講座をe-ラーニングシステムにより提供し、テレワークに興味を持つ住民の裾り起こしを行う。

実施主体
5市2町

内容

- 圏域住民を対象としたe-ラーニングシステムの構築
- 基礎知識を習得するためのWEB講座の提供

＜28年度 焼津市・川根本町魅力創出協議会調査(n=503)＞
■テレワークに関心がある人の割合 9.4% (473人)
・内訳
・テレワークをやっている、やっていた、行動に移した人の割合 30.4%
・テレワークに関心があるが行動に移していない人の割合 63.6%

4.6 中部5市2町イベントニュース発行事業

事業概要
圏域で開催されるイベントの見どころなどを紹介するイベントニュース誌を発行し、併せてWEBサイトを開設する。

実施主体
静岡市

内容

- 5市2町のイベントニュースの発行
 - ・形態：タブロイド判8ページ
 - ・回数：年4回（4月末、7、10、2月上旬予定）
 - ・部数：360,000部/回
 - ・方法：新聞折り込みなど
 - ・その他：WEBサイトに掲載

45	事業名	テレワーク推進事業					
関係市町		全市町 37					
事業概要		圏域住民にテレワーク（在宅ワーク）の普及を図るため、テレワークの基礎知識などの講座をeラーニングシステムにより提供し、テレワークに興味をもつ住民の掘り起こしを行う。					
連携協約		年度	H29	H30	H31	H32	H33
3	(2)						
事業費（千円）			1,000	6,000	→		
役割分担の考え方		静岡市が中心となって実施し、必要に応じてその他の関係市町との協議により決定する。					
費用分担の考え方		原則として静岡市が負担する。必要に応じて協議しその他の関係市町が負担する。					

(注) 事業費については、毎年度の予算により定める。

46	事業名	中部5市2町イベントニュース発行事業					
関係市町		全市町 28					
事業概要		圏域で開催されるイベントや見どころなどを紹介するイベントニュースを発行し、併せてWebサイトに掲載する。					
連携協約		年度	H29	H30	H31	H32	H33
3	(2)						
事業費（千円）			—	29,400	→		
役割分担の考え方		静岡市がイベントニュースの編集発行等を実施する。関係市町は、掲載情報の提供と校正などを実施する。					
費用分担の考え方		静岡市が負担する。					

(注) 事業費については、毎年度の予算により定める。

平成30年度 普通交付税相当額活用事業

実施主体	地区	事業名	29年度	30年度
共通事業 (静岡市)	1	計画の進捗・進捗管理	0	240
	2	アンテナショップ運営事業	78,000	78,000
	3	海外展開・対日投資促進事業	3,000	2,389
	4	水産物を活用した産業活性化事業	2,720	2,720
	5	地域連携DMO推進事業	30,000	30,000
	6	結婚支援事業	1,000	600
	7	サイエンスキッズ育成事業	3,000	3,000
	8	大学連携事業	12,000	7,000
	9	中部5市2町広域連携PR事業	4,500	50
	10	移住促進事業	2,100	2,100
	11	静岡中部地域サイクルツーリズム事業	—	2,300
	12	テレワーク推進事業	—	6,000
	13	女性活躍推進事業	—	2,000
市町事業	島田市	14 大井川流域ニューツーリズム推進事業	13,000	13,000
		15 街道文化発信事業	2,000	2,000
	焼津市	16 JR駅前等賑わい創出事業	10,000	10,000
		17 山の散策・ハイキングコース整備事業	3,000	—
	藤枝市	18 大学連携事業	7,100	10,100
		19 JR駅前等賑わい創出事業	10,000	10,000
	牧之原市	20 街道文化発信事業	10,000	11,900
		21 大学連携事業	6,500	10,000
	吉田町	22 JR駅前等賑わい創出事業	10,000	4,600
		23 海外展開・対日投資促進事業 (MIIBC)	10,000	12,000
川根本町	24 都市間交通の利便性向上事業	4,000	2,000	
	25 都市間交通の利便性向上事業	12,000	12,000	
		26 大井川流域ニューツーリズム推進事業	16,000	16,000
合計			249,920	249,999

KPIについて

考え方

- ・ 30年度中に事業の効果検証を行い、必要に応じて、目標値やKPI自体の見直しを検討する。

基本目標	区分	成果指標 (KPI)	基準値	目標値
基本目標	圏域全体の経済成長のけん引	観光交流客数	H27 3,659万人	H33 4,236万人
	高次の都市機能の集積・強化	中心市街地の歩行者通行量 (静岡市中心市街地)	H26 131,545人	H33 131,545人
	圏域全体の生活関連サービスの向上	圏域人口社会動態	H26 △2,118人	H33 1,325人

施策目標	区分	施策	成果指標 (KPI)	基準値	H30 目標値
施策目標	経済成長	経済戦略の策定、体制整備	ビジョン懇談会の開催	2回 (H28)	2回
		戦略産業の育成	静岡市産学交流センター相談件数	480件 (H27)	500件
		地域経済の裾野拡大	海外展開促進事業 商談成約件数	7件 (H27)	8件
			対日投資促進事業 海外企業経営者受入件数	200人 (H28)	300人
			対日投資促進事業 販路拡大・投資受入マッチング企業数	1社 (H28)	新規2社
戦略的な観光施策	大井川ニューツーリズムイベント 参加者数	130,056人 (H27)	140,000人		

区分	施策	成果指標	基準値	H30 目標値	
都市機能	高度な医療サービスの提供	第一種感染症指定医療機関	1施設 (H28)	1施設	
	中心拠点の整備、公共交通網の構築	JR静岡駅乗降客数	2,114万人 (H26)	2,220万人	
	高等教育・研究開発の環境整備	大学生の地域就職率	45.0% (H26)	53.0%	
サービス向上	生活機能の強化	介護・福祉・結婚・子育て支援分野	結婚支援イベントカップル成立率	-	28.0%
		教育・文化・スポーツ分野	サイエンスキッズイベント参加者数	-	1,900人
			大学連携事業 課題解決研究件数	22件 (H28)	20件
	環境分野	「COOL CHOICE」賛同者数	600人 (H28)	1,000人	
	結びつきやネットワークの強化	地域交通インフラ分野	バス停上屋等整備箇所数	-	3か所
		住民交流・移住促進分野	移住イベント出展時相談組数	48組 (H28)	80組
	圏域マネジメント能力の強化	自治体職員の育成	職員合同研修実施回数	1回 (H28)	1回
			職員交流人数	-	4人

ビジョン懇談会について

- ・ 連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、ビジョン懇談会を開催。
- ・ 幅広い分野から構成員を募り、実績の報告や今後の取組についての検討を行っている。

【29年度ビジョン懇談会委員一覧】

No.	団体名	役職	氏名
1	静岡商工会議所	専務理事	
2	島田商工会議所	専務理事	
3	焼津商工会議所	専務理事	
4	藤枝商工会議所	専務理事	
5	牧之原市商工会	事務局長	
6	吉田町商工会	事務局長	
7	川根本町商工会	事務局長	
8	静岡銀行	地方創生部長	
9	静岡大学	特任教授	
10	静岡市農業協同組合	営農経済部長	
11	焼津漁業協同組合	経理部長	
12	するが企画観光局	専務理事	
13	大井川鐵道株式会社	専務取締役	
14	しずてつジャストライン株式会社	取締役運行企画部長	

6 説明・質疑等

- ・広域でやることのスケールメリット、個々の自治体がやるよりも効果あり。
- ・人口減少が進み、交流人口、活力を上げることで、交流が活発、経済効果。
- ・ポリセントリック、多極連携、各市も責任を持ってやって頂く。
- ・富山市は、極端に絞った連携（10数事業）
- ・GOTO…年4回新聞折り込み5市2町の催し物の案内、出かける交流
静岡新聞折り込み経費 36万部2,940万円静岡市負担
- ・知らない市町同士で話しができる。
DMO観光は各市も負担割合がある。他は静岡市で費用負担。広域観光、アンテナショップなど。
- ・5市2町は、静岡の中部で元々、連携ベースとしての仕組みがあった。4つに分けて県の出先、歴史的にも首長会議、担当者会議がごく自然に連携。
- ・合併ではない。焼津市、藤枝が消防で入っていない。
- ・フルセットではできない。ダウンサイジングではないか。
- ・都市間競争より協力してやる。
- ・費用分担ある所もあるかもしれないが、ほとんど中枢市が予算も人ももつ。応分負担といっても、応分の定義がない。中核市の懐でやる。
経費は、財政的措置は普通交付税で2億5,000万円。
- ・図書館は、PPPやPFIという官民連携、民間へということもある。
今は、図書カードなどを共有。
- ・連携協約は議決事項である。
- ・ビジョンは静岡市（中枢市）で策定するが、パブリックコメントはおかしい。
各市がパブリックコメントでわない。
- ・静岡市は政令市として昨年、県から教職員の任命権おりた。
- ・ビジョンは要綱に基づき策定。
ビジョン懇談会は、審議会よりも緩く、参考意見として聞く。公平な意見を聞く。強力な権限はない。

○課題

- ・人口減少に向かっているライバル同士の市が取り組み始まった。
→効果が課題⇒お互いに余分の仕事をしたくない。顔の見える連携にしている。
- ・今の財政措置と組織ではできない。5市2町で顔合わせ、関係性を保つ土壌づくりをすることで、人口減少になった時にやりやすい。

7 考 察

人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化及びネットワーク化し、一定の圏域人口を保持し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが、「連携中枢都市圏」構想の目的である。

「連携中枢都市圏」は、地方自治法第252条の2第1項に規定された「連携協約」を連携中枢都市となる中心市と近隣の市町村とが締結することにより形成される圏域であり、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して、地方自治法に裏付けのある政策合意を行い進めて行くこととなる。

静岡市においては、地理的にもともと中部としてつながりのあった5市2町が連携し、中枢都市圏を形成している。

基本として、隣の市から奪ってくるようなことはせず、協力・調整しながら進めるといふ姿勢で行っているとのこと。

また、予算や企画（アイデア）等については、中枢市である静岡市がほとんどを負担して実施しているとのこと。

さらに、最初から全てのことを実施するのではなく、できるところから、無理なく進めて行くとのことであった。

（注…現在のところ、合併は考えていないとのこと）

郡山市では、平成31年1月23日、こおりやま広域圏の形成を目指す15市町村（須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）の首長が一堂に会し、連携協約を締結し、3月には、連携中枢都市圏ビジョンが策定され、平成31年4月より、実際の運用が始まっていく。

今後計画された62事業の推移を見守り、どのような効果や課題があるのか検証し、問題点等を指摘していくことが必要である。

8 調査の様子



静岡市役所新庁舎玄関



静岡市役所・市議会玄関



静岡市企画局企画課
分権・広域連携推進担当課長
大村 博氏



調査の様子 1



調査の様子 2



調査の様子 3
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



議場にて
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



市議会玄関にて


静岡市
 企画局 企画課
 分権・広域連携推進担当課長
大村 博
 Omura Hiroshi
 〒420-8602
 静岡市葵区追手町5番1号
 TEL:054-221-1287
 FAX:054-221-1295
 Mail: XXXXXXXXXX




静岡市
 企画局企画課
 分権・広域連携推進係
 主幹係長
Ishikawa Kenichi
石川 賢一
 〒420-8602
 静岡市葵区追手町5番1号
 電話:054-221-1287
 FAX:054-221-1295



三保松原
(世界文化遺産 富士山 構成資産)


静岡市
 企画局 企画課
 分権・広域連携推進係
渡辺 健太
 Watanabe Kenta
 〒420-8602
 静岡市葵区追手町5番1号
 TEL:054-221-1287
 FAX:054-221-1295
 E-mail: XXXXXXXXXX




静岡市
 静岡市議会事務局
 調査法制課長
勝山 利郎
 Katsuyama Toshiro
 〒420-8602
 静岡市葵区追手町5番1号
 Tel(054) 221-1481
 Fax(054)251-9213
 E-mail: XXXXXXXXXX



明石市行政調査報告

2018年11月9日(金)

— こども総合支援条例、児童相談所、あかしこども財団について —

1 調査目的

本市では、2018年3月に県内初の「郡山市子ども条例」が制定された。

本条例は、「未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める本市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現する」ことを目的として制定されている。

さらに、本市の条例は、「こどもの最善の利益を実現する」ことを目的とし、「こどもを核としたまちづくり」を進める兵庫県明石市の「明石市こども総合支援条例」等を参考に作られている。

本市条例が参考とした明石市においては、「すべての子ども」のしあわせのために、子どもを核としたまちづくりを進めるため、2018年5月1日に、明石市が1,000万円を出資した「あかしこども財団」を設立し、こどもの居場所づくりやこども食堂への支援を進めてきている。

また、2018年6月12日の神戸新聞には、2019年4月に金沢市、横須賀市に続く、3番目の中核市へ設置する児童相談所が、明石市に開設されるとの報道がされている。この児童相談所には、国の基準を上回る専門職員を配置し、虐待を受ける子どもの「SOS」への早期対応を目指すとしている。人員体制は、児童福祉司や児童心理司ら専門職を含む68人体制を予定し、児童福祉司は14人以上配置する方針で、国基準の2倍超となっている。さらに、虐待を受けた子どもが短期滞在する「一時保護所」の定員を30人とし、手厚い体制を整えるとしている。

さらに、上記に加え明石市では、児童相談所の開設準備と並行し、里親育成や全28小学校区への子ども食堂の設置支援を行い、子どもの異変に早く気付ける体制づくりも進めている。

泉房穂市長は会見で、東京都目黒区の5歳女児死亡事件などに触れ「救える命が必ずある。市民に近い基礎自治体が、地域ぐるみで子どもと向き合い、責任を果たしたい」と語っている。

そこで、私たち社会民主党市議団は、まず最初に平成18年4月1日に金沢市とともに全国の中核市として児童相談所を設置した、横須賀市の児童相談所「はぐくみかん」の設置の経過と現状等を調査し、その後、明石市の「子ども総合支援条例」制定、児童相談所の設置、「あかしこども財団」の制定過程と現状について行政調査を行うこととした。

2 明石市「こども総合支援条例」の制定経緯等

(1) 条例の趣旨

こどもの健やかな育ちをしっかりと応援していくことによって、「こどもを核としたまちづくり」を積極的に推進する中で、その取組を総合的かつ継続的に推進し、より効果的な支援を図るため、「(仮称)明石市こども総合支援条例」の制定を検討。

条例を制定することにより、こども支援に関する基本理念等を浸透させ、市民をはじめとする市全体の連携協力によって、こどもの最善の利益の実現を目指そうとするもの。

(2) 概要

項目	主な内容
1. 目的等	条例制定の目的、用語の定義、基本理念について
2. 各主体の責務	こどもと直接・間接的に接する者が負う責務について (市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者)
3. こどもへの支援内容	こどもが置かれている様々な状況に対する支援、救済及び子育て家庭への支援内容について
4. こどもにやさしいまちづくりの推進	こども自身が相談できる機会の確保、こどもの視点に立った分かりやすい情報発信、広報及び啓発等について

(3) 条例制定に向けた意見聴取

市だけでなく、市民及び学校関係者等の様々な主体との連携により、こどもの最善の利益を実現することを目指すもの。より多くの視点から意見聴取を行う。

条例内容の検討にあたっては、「子ども・子育て会議」にて意見聴取を行いながら進め、その他こども関連施策を展開する市民団体などからも幅広く意見聴取し、また、こどもから直接意見を聞く機会を設けるなど、こどもの目線からも必要な支援等の検討を行った。

(4) 条例制定・施行に至る経緯

平成28年	4月	条例の検討開始
	5～10月	各関係団体等から意見聴取
	6月	第1回明石子ども・子育て会議での意見聴取・報告
	7～8月	小学生から聞き取り
	9月	市議会での条例素案の報告
	9～10月	中学生・高校生から聞き取り パブリックコメント実施
	10月	第2回明石子ども・子育て会議での意見聴取・報告
	12月	市議会にて条例案が可決
平成29年	4月	条例施行

(5) 条例の特徴

① 条例の特徴

1) 市が進める特色ある施策の明文化

ア 離婚前後のこども養育支援（第16条）

イ 戸籍のないこどもへの支援（第17条）

ウ 妊娠期からの切れ目ないこども・子育て支援（第20条）

2) 支援の対象は、すべての子ども

こどもの定義を20歳までに拡大し（第2条第1号）、すべてのこどもに対し、その状況に応じた適切な支援を行う（第18条）。

3) 支援の主体は、すべての人

市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの責務を果たし、連携協力することで、こどもを総合的に支援する（第4条～第8条）

4) 支援の方法は、幅広く

こども自身が相談できる機会を確保したり（第10条）、家庭環境に応じた子育て支援をしたりするなど（第19条）で幅広く支援する。

5) こども自身の声を反映させた条例

市内の小中学校・高校を訪問した際に聴いた、こども自身の声を条例に反映させた。

3 「明石市子ども総合支援条例」

○明石市子ども総合支援条例

平成 28 年 12 月 26 日条例第 31 号

明石市子ども総合支援条例

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 責務 (第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 子ども支援のための基本的な施策
 - 第 1 節 こどもの育成のための支援 (第 9 条・第 10 条)
 - 第 2 節 こどもの状況に応じた適切な支援 (第 11 条—第 18 条)
 - 第 3 節 子育て家庭への支援 (第 19 条・第 20 条)
- 第 4 章 こどもを核としたまちづくりの推進 (第 21 条—第 24 条)
- 第 5 章 雑則 (第 25 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市 (以下「市」という。)において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、こどもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 20 歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に基づく支援を受けることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (3) 市民等 市民及び市内において市民活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設 (以下「学校等」という。)の関係者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 こどもへの支援は、こどもが成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 2 こどもへの支援は、障害等の有無にかかわらず、こどもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、こどもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 3 こどもへの支援は、こどもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 こどもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

第 2 章 責務

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、こどもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、こどもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもってこどもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、こどもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、こどもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、こどもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育つことができるよう、こどもへの必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめなどからこどもを守り、こどもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、こどもの健やかな成長を支援する活動を行い、こどもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する労働者がこどもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

第3章 こども支援のための基本的な施策

第1節 こどもの育成のための支援

(こどもの育ちの支援)

第9条 市は、こどもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、こどもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、こどもとその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 市は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

第2節 こどもの状況に応じた適切な支援

(障害のあるこどもへの支援)

第11条 市は、障害のあるこどもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、こどもの虐待の予防及び早期発見その他こどもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けているこども又はそのおそれがあるこどもに対して、決して尊い命が奪われることがないように、ひとりひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、こどもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰からこどもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な家庭のこどもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な家庭に生まれ育ったことによってこどもの将来が左右されることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(離婚前後のこども養育支援)

第16条 市は、こどもの父母が離婚等をする場合において、こどもの利益が最も優先されるよう、当該父母が父又は母とこどもとの面会及びその他の交流並びにこどもの監護に要する費用の分担その他のこどもの監護について必要な事項について取決めをし、その履行を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(戸籍のないこどもへの支援)

第17条 市は、戸籍のないこどもが社会生活を送る上で抱える問題を解消するために必要な施策を講ずるものとする。

(すべてのこどもへの適切な支援)

第18条 市は、すべてのこどもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第19条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、こどもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第20条 市は、市民が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

第4章 こどもを核としたまちづくりの推進

(こどもへのわかりやすい情報提供)

第21条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行うこどもへの支援に関する施策や取組等について、こども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(意見表明や社会参加の促進)

第22条 市は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、こどもの意見表明などの社会参加を促進するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第23条 市は、こどもへの支援に関する保護者、市民等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第24条 市は、こどもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

4 条例の施策への反映（「あかしこども財団」、「こども食堂」、「児童相談所」）

(1) 平成30年4月26日記者会見

① 「あかしこども財団」の設立（市長等）

子どもを核としたまちづくりを進めてきた明石にとって、あかしこども財団を設立し、財団が主になって、また地域の方と一緒に子どもたちを本気で応援するまちづくりをしていくという意味では、本当に大きなテーマであると認識しております。そういった観点で、さまざまな方のお力添えもいただいておりますので、応援団の皆さんにも加わっていただき、何よりも重要なのは財団がよりスピード感を持って、より柔軟にフットワークを怪くやっていくことができる体制だということが大変大きいと思っております。

いくつもポイントはありますが、1つお伝えするとこども食堂というテーマがあります。これまで地域の皆様方と一緒にこども食堂を市内全域に展開してきたわけですが、いよいよこども財団設立によって、私としては5月の立ち上げからその時間を置かずに、できれば2か月くらいで全小学校区にこども食堂が立ちあがることは十分可能だと思っております。大事なことは各小学校区にこども食堂をつくることではなくて、すべての地域において地域の方々が地域の子どもにしっかりと関心を持ち、そこで得た情報が早い段階で行政に伝わって、早期支援に繋がり、地域において継続支援ができるということこそが重要であります。こども食堂なるものをつくることのみが目的ではなくて、明石市はすべての子どもをと言っておりますので、すべての子どもをと言う以上は、すべての校区に最低必要であり、それをしっかりやっていくということになるかと思っております。これまでもやってきましたが、今回こども財団によって、いよいよそれが本格化していくという理解をしている。

（財団の役割）「育てる」「応援する」「つなぐ」という3つの役割

- 1点目…地域のボランティアをはじめ、地域で子どもたちに関わってくださる方々の人材育成。（育てる）
- 2点目…今まで明石市は、こども基金により地域の団体さんの活動を助成してきた。今後は、さらに助成だけではなく直接的な支援を含め地域の活動を応援する。（応援する）
- 3点目…地域の活動をしている方々のネットワークをつくり、相乗効果によって支援力のベースアップを図る。（つなぐ）

（具体的な事業）4点

- ① こども食堂を全28小学校区に開設する。
- ② 市民による子ども支援活動を応援する取り組み

現在こども夢文庫という形で、本と触れ合いながら親子で来ていただく居場所づくりをしている（地域の方々がボランティアで）。活動をさらに支援していく。



- ③ 子ども支援に関する研修、イベントの開催を通じ、多くのボランティアに集まっていただき、支援に関わっていただく。(人材育成)
- ④ あかし子育て応援企業を市で認定し、実施してきた。今後、具体的な取り組みをこども財団が担い、より市民の力を発揮していただく。(応援企業との連携等)

子どもを誰一人見捨てないという明石のスタンスで、子どもに関心を持つ大人の方を地域の中で増やしていく環境づくりをこども財団がする。

より地域に入り込んでいき、後に設置する児童相談所にしっかりとつなげ、明石全体として総合支援ができるような体制づくりを目指す。

(組織体制) 東京大学名誉教授の濱田純一氏を理事長
平成30年度の予算(5700万円ほど)

Ⅲ 平成30年度予算

事業名	予算額(円)	予算概要
こどもの居場所づくり事業	22,000,000	こども食堂運営支援に係る経費 助成金、使用料、需用費 など
地域活動支援事業 他	7,175,000	児童健全育成活動支援、子育て支援活動支援、こども夢文庫運営支援に係る経費 助成金、需用費、報償費 など
子育て応援企業連携事業	967,000	子育て応援企業との連携、子育て応援メッセ開催に係る経費 委託料、需用費、報償費 など
あかしこども財団運営事業	26,940,000	財団の運営に係る経費 人件費、備品、消耗品、光熱水費、 租税公課 など こども支援人材育成に係る経費 委託料、報償費、需用費 など 啓発活動に係る経費 委託料、報償費、需用費 など
合計	57,082,000	

(助成内容)

(3) こどもの居場所づくり事業助成金の内容

(1) 助成金の種類

運営助成：開催1回につき助成します。

特別助成：1年度に1回、原則備品の購入費用として助成します。

衛生管理助成：食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の受講料実費分を助成します。

助成金の種類	A. 手作りの食事	B. 市販品の提供
運営助成 (開催1回につき)	20,000円	10,000円
特別助成 (1年度に1回)	50,000円	30,000円
衛生管理助成	8,000円	
1年度の限度額 (上限)	700,000円	

運営団体が、営業許可を取得しており、主に飲食業を営む団体・個人の方に対しては下記の表の通りに助成します。

運営助成 (開催1回につき)	10,000円
特別助成 (1年度に1回)	20,000円
衛生管理助成	—
1年度の限度額 (上限)	350,000円

(2) 食事の提供方法

A. 手作りの食事

運営されるみなさまが食事を提供される場合、または参加者と一緒に調理をして、食事をされる場合。

B. 市販品の提供

運営されるみなさまがパンやお菓子、お弁当といった市販品を購入し、参加者へ提供される場合。

※上記を組み合わせについて例えば、普段は手作りの食事を提供し、学校が長期休みの間は市販品の食事を提供するということも可能です。

③ 児童相談所開設について（市長・同記者会見抜粋）

なぜ今この時期かというのを少しお話したいと思います。2019年4月に明石は児童相談所を設置します。児童福祉法の法改正後、明石が初の、10数年ぶりの児童相談所設置になります。繰り返しお伝えしますが、児童相談所は単なるハコモノではありません。児童相談所を設置するというのは、子どもたちに対して明石市がしっかり責任を果たすということだと思っています。そういう意味では、すべての子どもたちをまちのみんなで、一人ひとりに寄り添って本気で応援するんだ、それをやるのがまちのためなんだという考え方に基づいています。児童相談所に先だって、こういった財団を設立することによって、こども食堂につきましても、すべての市民で支えていく体制が整いますし、早い段階での支援ということにつながっていくように、これは児童相談所をにらんでの動きであります。

また、児童相談所を設置すれば、措置権によりまして一時保護もしますが、一時保護した子どもがすべて元の家庭に戻れるとも限りません。そういったときに、里親もいろいろ種類がありますが、ボランティア里親も含めて出来る限り子どもたちが愛情と栄養をしっかりと受けながら育つような環境整備をしていく意味でも、地域の方々が自分の子でない子どもに対してもしっかりと愛情を注いでいただけるようなネットワークづくりが必要だと考えています。私としては児童相談所は、こども食堂や里親とすべてつながっており、これをしっかりとやっていくことが責任を果たすことだという思いを持っております。そういった思いに共感いただいた全国レベルの方々が応援団として加わっていただいているという認識をしており、明石市としては最重点課題として取り組んでいきたいと考えているところであります。

（記者）

こども食堂の全小学校区設置を目指すということですが、全小学校区にこども食堂があるというのは、県下では他に例はないんですか。

（市長）

県下でも全国でもないだろうと思います。目指すというところは最近出てきていますが。市の直営ではなく財団の直営ですから、地域と相談しながら場合によっては、まず財団が直営で始めて、その後地域に引き継いでいくことも可能です。そういう意味では実現可能だと思っています。私としては、つくることに意味があるのではなくて、つくった後に子どもに寄り添うような体制とか、情報を早期に把握できるような状況にすることがポイントだと思います。

（記者）

その後につなぐための財団であるということですね。

(市長)

そうです、やはり中間目標は来年4月(2019年)に設置する児童相談所です。いつも思うんですが、児童虐待とかいうテーマは大抵地域の方は気づいているんです。気づいているけど情報が来ないために対応が遅れてしまうんです。地域の方が地域に関心を持てば、寒空の中、玄関先にいる子どもがいれば気づきますし、子どもの叫び声が聞こえれば気づくわけであって、すべてではないですが気づく可能性が高いと思っています。地域の方が地域の子どもたちのSOSに強い意識を持つということが、児童相談所がしっかりと早期に把握し、支援できることにつながると考えていますので、そういう意味では児童相談所のスタートまでには、さらに地域が子どもに強い関心を持つ明石にしておきたいという思いは強く持っています。そうでないと、単に権限だけ児童相談所に来たところで、児童相談所で待っていてもたくさん情報が入って来るとするのは残念ながらないという思いがあります。

私も弁護士時代、たくさんの虐待死に関わり、たくさん弁護もしました。明石市内でもありました。あまりにも悲惨な子どもの死でしたが、弁護士として関わった中で、地域で子どもが叫んでいたことを皆知っていたんです。にも関わらず助けられなかったという経験をしてから、本当は命を助けられたのではないかという思いを持ちました。さまざまな子どもに関する情報が寄せられるまちをつくらないことには、児童虐待防止は本当には出せないと思っていますので、そういう意味では児童相談所の来年4月の設置を目指して、地域の子どもの関心を持つ大人の層を増やすということは重要だと思っています。

また、児童相談所をつくってもいきなり一時保護なんてしたくないんです。一時保護をしてかえって家族の中に亀裂が生じたり、戻りにくくなったりします。早い段階であれば親子そろってこども食堂に来ていただいて、ゆっくりしていただくとか、子どもについてもショートステイで少しお預かりして、親御さんがほっとできる機会をつくるとかしないと、極端に介入して保護して足りるほど簡単なテーマではありません。できれば元の親御さんのところで、子どもが愛情を持って育ててほしいと思いますので、早い段階で子どもの状況に気づくということが大きいテーマであると思っています。そういう意味でも今回の財団の設立と、こども食堂をせめて2か月で全校区に立ち上げ、そして地域の方が一緒にやっただけの体制をつくっていくことが重要だと思っています。

◆ 児童相談所の開設 (平成31年4月1日)

● 児童相談所の概要

- 市有地（保健所横の駐車場内）に新築 → 保健所と隣接
市の東西の中心であるJR大久保駅付近の市有地。駅から徒歩3分
- 児童相談所に子育て支援センターを併設。

【建物の概要】

敷地面積	約2,540㎡
構造・階数	鉄骨造2階建て
建築面積	約1,160㎡
延床面積	約2,300㎡



明石こどもセンター（児童相談所）完成イメージ



■ 基礎自治体の児童相談所だからできること (児童相談所設置の恩恵)

「漏れなく」、「最適な支援を」、「迅速に」行う体制の確立

▶ 「漏れなく」

子ども家庭支援について、一貫して市が責任をもつことにより、「支援のはざま」に落ちることなく支援を届けることができる。

すべてが
こども達

▶ 「最適な支援を」

基礎自治体にはさまざまな支援ツールがある。また、顔の見える関係で庁内関係部署や地域の関係機関・団体・市民との情報共有・連携が可能。高い専門性をもつ児童相談所が支援をコーディネートし、子どもと家庭の状況に応じた最適な支援を届けることができる。

あちの
みんなまで

▶ 「迅速に」

児童相談所に付与された法的権限により、一時保護なども含め、子どもの速やかな安全確保が可能となる。

こどもの
目線で

■ 児相設置を見据えた家庭養護推進の取組

▶ 児童相談所設置後、親もとで暮らすことができない子どもが、家庭と同様の環境など、ひとり一人にとって望ましい環境で暮らすことのできるよう「あかし里親100%プロジェクト」を展開

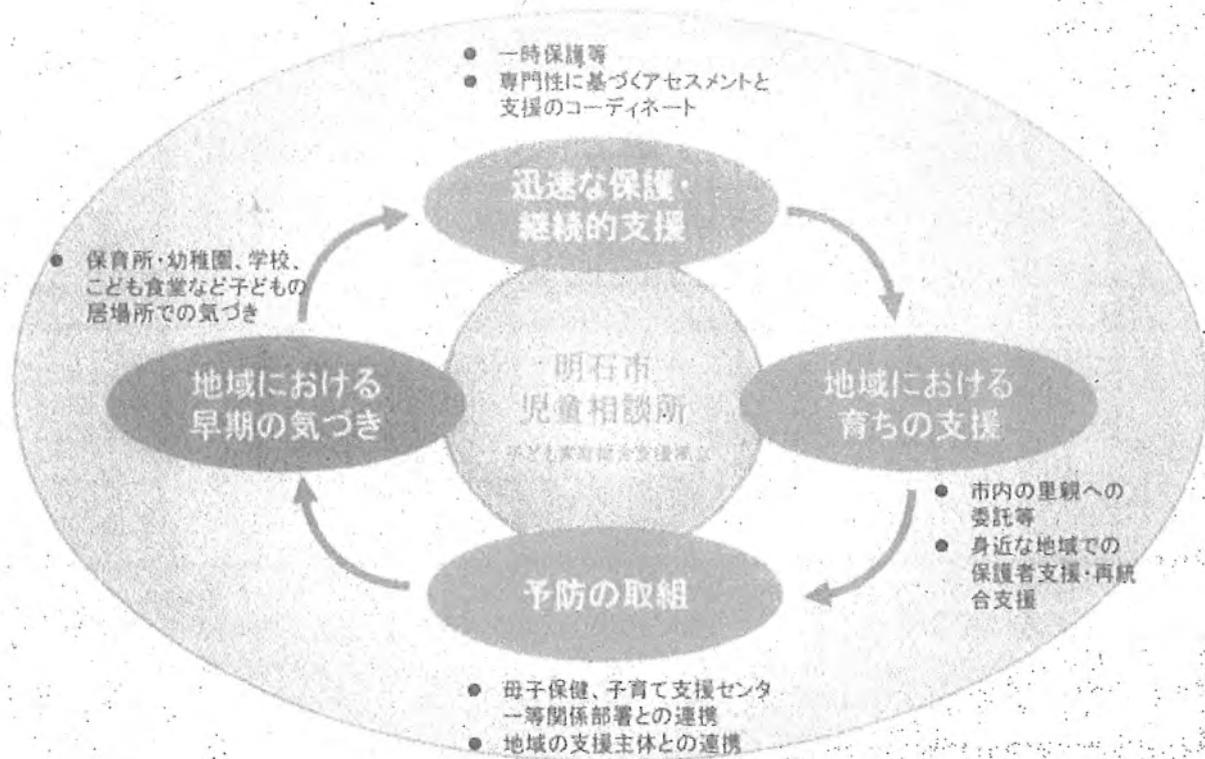
- ・ 児童相談所開設後、里親を必要とする就学前乳幼児の委託率100%を目指し、全28小学校区での里親配置に取り組む
- ・ 里親に関心がある方への個別相談会、里親制度普及のための「あかし里親フォーラム」の開催、啓発用ポスターの掲出、チラシの全自治会への配布、市民向け・職員向けの出前講座の開催などを市独自に実施

【市が関わり、里親登録につながった方の実績（予定含む）】

- H29年度：2組（里親登録済）
- H30年度：13組（里親登録のための研修を受講）

▶ 里親（会）、市内の児童養護施設、乳児院、（公社）家庭養護促進協会、県、市をメンバーとする「あかし里親推進連絡会議」を設置し、児童相談所開設後の里親推進・里親支援にかかる役割分担や連携方策について検討を始める（今年5月までに2回開催）。

市による一貫した子ども家庭支援のイメージ



まとめ

すべての子どもの健やかな育ちを地域みんなで **本気で** 応援

↓
地域も元気 になる！

そして、市ができることは「**あれもこれも**」すべてやる！
(総合的支援)

子どもの未来は、**社会の未来**

今、明石が熱い！

5つのV字回復



- 1 **来る人も** ⇒ **交流人口4割増**
駅前再開発
- 2 **住む人も** ⇒ **定住人口5年連続増**
- 3 **赤ちゃんも** ⇒ **出生率・出生数の回復**
- 4 **税収も** ⇒ **個人市民税6億円増**
7A地区 5区民税等
- 5 **まちの笑顔も** ⇒ **地域経済活性化**

明石市の人口増減の推移

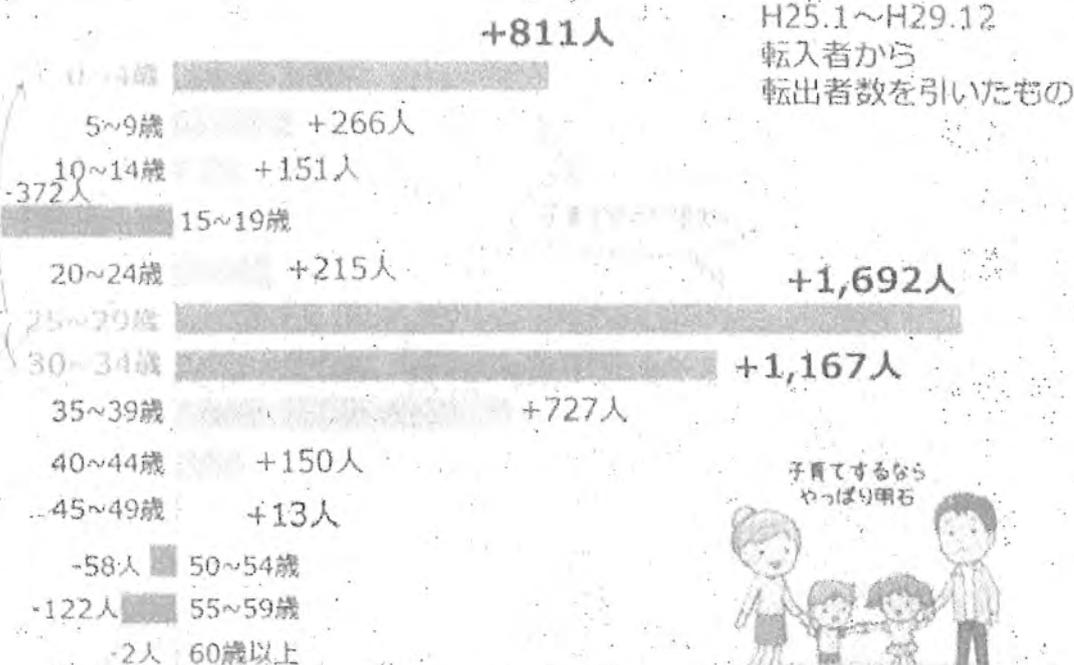
人口減少から一転して5年連続増加

平成29年8月には、過去最高人口を突破



人口増の特徴 子育て中間層の転入

【年代別転入超過数】



明石市のまちづくりの基本理念

- すべてのこどもたちを**（支援の対象）
誰一人として見捨てない ⇔ × 貧困家庭限定
- まちのみんな**で（支援の責任主体）
行政も地域も一緒に ⇔ × 親だけの責任
- こども目線**で（支援の視点）
その子に寄り添う ⇔ × 行政目線や親目線
- 本気で応援**（支援の内容程度）
あれもこれも本気で ⇔ × 予算の範囲内

6 考 察

明石市では、平成25年度より「こどもの医療費無料化（中学生まで）」、平成28年度より「第2子以降保育料無料化」等、子どもを核としたまちづくりを進めてきた結果、定住人口の5年連続増、出生率・出生数の回復、個人市民税の6億円増、平成28年8月には、過去最高の人口を突破するなど、様々な成果を上げてきている。

特色1

経済的負担の大幅な軽減

3つの“無料化”

Point 1
所得制限なし！

- ① 保育料 → 第2子以降は完全無料
- ② 医療費 → 中学生まで完全無料
- ③ 遊び場 → 親子ともに利用料無料



明石駅前再開発ビル内
親子交流スペース「ハレハレ」

また、平成29年4月1日より「明石市子ども総合支援条例」が施行され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者が、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、こどもの最善の利益を実現することを進めてきている。

特色3

セーフティネットの確立

あれもこれも、できることはすべてやる

- ① 離婚前後の子ども支援
(面会交流・養育費確保など)
- ② 児童扶養手当の毎月支給
- ③ 無戸籍者支援
- ④ あかし版子ども食堂 (全28小学校区に開設)
- ⑤ 里親100%プロジェクト
- ⑥ 児童相談所の設置

さらに、平成30年5月には、あかしこども財団の設立、平成31年4月からは、児童相談所を開設し、子どもたちを取り巻く諸問題を総合的に支援する体制を整えていこうとしている。

振り返って郡山市は、2018年3月に子ども条例が策定され、4月より施行されている。子ども条例の目的には、未来を担う子どもたちがいきいきと輝くまちづくりを、児童の権利に関する条約の精神にのっとり進めて行くことが書かれており、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現していくことが示されている。

現在、郡山市が所属する県中児童相談所館内でも、相談件数が増加しているだけでなく、県内の4児童相談所の中で最大の相談件数等を記録している。

この様な現状を見据え、中核市である郡山市においても明石市や横須賀市に倣い、こども食堂への支援、こども財団等の設置、児童相談所の開設等に向け、先進地の取組を参考に、できるところより検討を進め、実現を図っていく必要がある。

特色4

明石市のこども総合支援

全数面接

- ・児童相談所の設置
- ・あかし里親100%7割以上
- ・児童養護施設等と連携した養育支援

食事支援等

- ・妊婦全数面接
- ・乳幼児全数面接
- ・あかし版こども食堂

夜間

- ・中学校給食の全校実施 (分室)
- ・30人学級の導入
- ・本のまちの推進

- ・中学生までの医療費無料化
- ・第2子以降の保育料無料化
- ・大型遊具を備えた「あかしこども広場」

- ・離婚前後の養育支援
- ・児童扶養手当の実質毎月支給
- ・無戸籍者支援

7 調査の様子



明石市議会副議長
千住 啓介氏



明石市政策局政策室総合戦略担当課長
岡田 武氏



明石市子ども育成室利用担当課長
鈴木 健一氏



調査の様子1 (飛田・八重樫・飯塚)



調査の様子2 (飛田・八重樫・飯塚)



明石市議会玄関にて

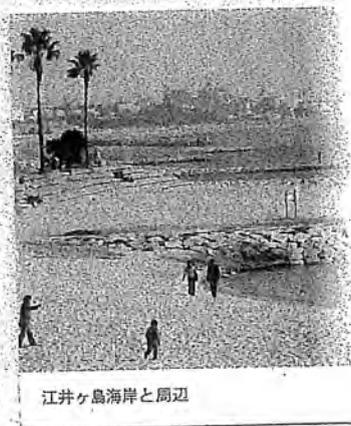

自由民主党
 明石市議会
 副議長
千住啓介

明石市 政策局 政策室
 AKASHI CITY Policy Department
 総合戦略担当課長
岡田 武
 OKADA Takeshi
 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1
 ☎078-918-5010 Fax 078-918-5101
 E-mail [REDACTED]

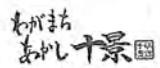

明石市マスコットキャラクター
ハルカ


鈴木 健一

明石市福祉局こども育成室利用担当課長
 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
 ☎078-918-5093 Fax078-918-5650
 E-mail [REDACTED]



江井ヶ島海岸と周辺


明石市福祉局
 子育て支援室子育て支援課
 課長
水野 賢一
 〒673-8686
 明石市中崎1丁目5番1号
 TEL(078)918-5097
 FAX(078)918-5128
 E-mail [REDACTED]

2019年明石市制100周年
 明石市福祉局 子育て支援室
室長 永富 秀幸
 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
 TEL 078-918-5282 FAX 078-918-5196
 E-mail: [REDACTED]
AKASHI